

実務研究

日本税務会計学会
平成25年12月 月次研究会



山本晋也 [東村山]

非上場会社の自社株買いにかかる税務 ～価額設定をめぐる課税問題の論点整理～

はじめに

非上場株式の自社株買い制度は、その適正価額の判定を依頼された実務家が課税リスクを回避しようと法令及び通達等を吟味しつつもその判断に戸惑ってしまっている側面がある。

各税法における時価通達

周知のとおり、非上場会社の自社株買いが行われる際の、その適正価額に係る明確な取扱規定は用意されていない。したがって、相続税法上の時価通達である「財産評価基本通達(以下「評価通達」という。)、

論点1 一物二価の問題

自社株買いの適正価額を検討するにあたって、原則的評価方式による価額か、あるいは特例的評価方式(配当還元価額による評価)による価額かの判定をしなければならぬ。その前提として「同族株主」や

「中心的同族株主」を判定するのであるが、これを買主側で行うのか、売主側

場株式の評価損の損金算入規定(法第33②)に係る取扱通達である法基通9-1-14では、株式の譲渡側で判定するの取得者側で判定するの明確な定めはない。このとき、評価通達の考え方を踏襲するとすれば「取得者側の事後的株主区分」で判断することになる。

たとえば個人↓法人への一般の株式譲渡では、所基通59-16に則り売主個人の

論点2 発行会社の株主としての地位の問題

評価通達においては、自己株式を保有する発行会社の株主としての地位、すなわち原則的評価方式か特例的評価方式かを判定する株主区分について、明確な規定がない。ただし、評価会社が自己株式を有する場合

論点3 資本等取引となった自社株買いの問題

平成13年度改正及び平成18年度改正によって、自社株買いは「資本等取引」となつた。発行会社にとって「資本等取引」ということであるが、「損益取引」に係る

論点4 売主側の適正価額問題

個人↓法人の自社株買い

法基通9-1-14の適用において、発行法人所有

譲渡直前の議決権数によって判定した株主区分による価額が時価であるとして、売主側にはみなし譲渡規定が適用される。一方、買主

法人側は法基通9-1-14に則り自己の事後的株主区分にもつき独自に時価を判定するということになれば、少数株主から支配的株主に譲渡される場合等では、いわゆる一物二価の状態が生じてしまい、実務家を悩ませることになる。

自己株式は議決権がない以上、「同族株主」に該当しないため、配当還元価額が適正価額という解釈が可能となる。

しかし一般に、同族株主

がいる会社では自社株買いの前と後では、残余の同族株主の議決権割合の変動等をとおして、会社の意思決定権限に変動が生じる。こうした経済効果をもつ自社株買いについて、その適正価額に特例的評価方式を盲目的に適用することには疑問がある。加えて、個人の同族株主が従業員等に株式を配当還元価額で売却し、当該株式をその後再び配当還元価額で自社株買いすることによって、個人の同族株主は「みなし譲渡」なしに低額で持株を発行会社にシフトできてしまう租税回避行為も可能になる。以上を総合的に勘案すると、低額譲渡と認定され、発行会社に受贈益の課税問題が生じる余地がある。

のかという疑義がある。しかし自社株買いは、発行法人にとつては「資本等取引」であっても、売主の個人・法人は有価証券(資産)の譲渡取引であることから、恣意的な売買価額の設定によって利益移転等の課税上の弊害がみられる際には、発行法人にも受贈益・寄付金課税があるとする考え方もあり実務上不明瞭な領域となつている。

「資本等取引」であっても「資本個人」は「みなし配当額」を除き、「譲渡所得の基因となる資産の譲渡」であるため、所得税法第59条(みなし譲渡)の適用があることが明記されている(措通37の10-27)。具体的には株主に交付された(みなし配当額を含む)金銭等の額が、所基通59-16で算定した時価に対して、著しく低額かどうかで判定する。

一方、法人↓法人の自社株買いについては、発行会社が「資本等取引」であっても、売主側の法人にとつては、あくまで有価証券の譲渡という「損益取引」である。売主法人が損益取引であるならば、法人税法第22条2項、法基通9-1-14にしたがって時価を算定し、時価と譲渡価額との差額について、寄付金・受贈益課税が行われる。しかしながら、法基通9-1-14は株式の取得者側の取得後の立場による株主区分によって判定されることに加え、その取得者側が「資本等取引」ということになり、すると、取得者側の「損益取引」を前提とした法基通9-1-14をどのように適用してよいか判断に迷ってしまう。具体的には、①法人↓法人においても、個人↓法人の措通37の10-27を援用して算出する価額(売主側の株主区分による

算定価額)②発行法人について(「中心的」同族株主)と擬態し、加えて、あたかも自社株買いを損益取引とみて法基通9-1-14にも

とつき算出する価額(買主側の事後的株主区分による算定価額)等を総合的に判断しなければならぬ。

自己株式は、自社株買い実行後は議決権数をカウントしないことから、仮に適正価額で実行されたとしても、事後的に「残存株主の評価通達に基づく株価」が上昇することがあるので留意したい。

仮に、その株価上昇が、時価よりも「著しく低額」

「著しく低額」

非上場会社の自社株買いという経済取引あるいはその時価について、あくまで税法は中立的でなければならぬ。しかし、上述のとおり既存の法令通達等に

いてその取扱いが不明瞭であることを要因として、実務が阻害されるような現状は早急に解消されなければならない。

論点5 みなし贈与の問題

自己株式は、自社株買い実行後は議決権数をカウントしないことから、仮に適正価額で実行されたとしても、事後的に「残存株主の評価通達に基づく株価」が上昇することがあるので留意したい。

仮に、その株価上昇が、時価よりも「著しく低額」

「著しく低額」

非上場会社の自社株買いという経済取引あるいはその時価について、あくまで税法は中立的でなければならぬ。しかし、上述のとおり既存の法令通達等に

いてその取扱いが不明瞭であることを要因として、実務が阻害されるような現状は早急に解消されなければならない。

	財産評価基本通達	所得税基本通達 59-6	法人税法基本通達 9-1-14
原則的評価と特例的評価の区分	相続又は贈与により取得した株式の議決権割合で判定する。	株式等を譲渡等した個人が「同族株主」に該当するかどうかは譲渡直前の議決権割合による。	株式を保有する法人が評価対象となる同族株主とみなす。常に「中心的小会社」として評価する。
土地等及び上場株式の評価	財産評価通達に基づく評価(土地等:財評通7~、上場株式:財評通169~)	純資産価額の計算にあたっては土地等と上場株式は「時価」により評価する。	同左
評価差額に対する法人税等相当額の控除(42%控除)	評価差額に対する法人税等相当額の控除(42%控除)は原則としておこなう。	評価差額に対する法人税等相当額の控除(42%控除)は原則としておこなわない。	同左
評価方式の判定	買主側	売主側	買主側?